

公 告

保税蔵置場の許可期間の更新について、関税法第42条第3項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和8年3月16日

長崎税関長 酒井 健太郎

記

- 被許可者の名称及び住所
海上自衛隊佐世保造修補給所
長崎県佐世保市立神町無番地
- 保税蔵置場の名称及び所在地
海上自衛隊佐世保造修補給所 保税蔵置場
長崎県佐世保市崎辺町無番地
- 更新した期間
自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月 31日